

[職長能力向上教育]

<教育実施義務の背景>

労働安全衛生法に基づく職長教育について、近年における技術革新の進展、就業形態の多様化等労働環境を取り巻く情勢の変化、これに伴う労働災害の動向等を受け、労働安全衛生法の改正が行われ、2005年11月に公布の改正労働安全衛生法第28条の2では「危険性又は有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置（リスクアセスメント）」が努力義務化され、さらに2006年1月の改正労働安全衛生規則第40条で、職長教育の教育事項としてのリスクアセスメントが従来の事項に追加という経緯の中で、下記職長能力向上教育内容が具体的に求められ、法的位置づけの厚生労働省通達（平成3年1月21日付基発第39号）に基づく職長等に対する能力向上教育の実施背景。

記

<対象者>

「法定職長教育」を修了した職長が5年に一度受講要。

<根拠法令>

職長に対して法定の『職長等の教育』（労働安全衛生法第60条）を修了後、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基き、定期的(5年毎)に再教育を行う等レベルアップをはかり、能力向上を充実することの義務づけ。

（平成3年1月21日付基発第39号）

<教育内容>

- 1.安全管理上の問題点とその対策(リスクアセスメントによる安全対策)
- 2.労働安全衛生マネジメントシステムの構築
- 3.安全管理の手法、職長再教育(職長の職務、安全施工サイクル、危険予知)
- 4.災害事例と関連法規
(延教育時間は原則として7時間とする)